

## 2号・3号認定 保育料表

階層	保護者の課税額※2 (世帯の合計額を基準にします)		第1子(標準保育料)※3 ( )は保育短時間認定の場合						第2子(半額保育料)※3 ( )は保育短時間認定の場合						第3子以降 ※3 3歳未満児 3歳児 4歳以上児
			3歳未満児		3歳児		4歳児以上児		3歳未満児		3歳児		4歳児以上児		
	年齢 ※1	要保護 世帯等 ※4	要保護 世帯等	要保護 世帯等	要保護 世帯等	要保護 世帯等	要保護 世帯等	要保護 世帯等	要保護 世帯等	要保護 世帯等	要保護 世帯等	要保護 世帯等	要保護 世帯等		
A	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C1	市民税均等割のみ課税		8,400 (8,200)	4,200 (4,100)	5,700 (5,600)	2,850 (2,800)	5,700 (5,600)	2,850 (2,800)	4,200 (4,100)	0	2,850 (2,800)	0	2,850 (2,800)	0	
C2	市民税所得割額 24,300 円未満		9,800 (9,600)	4,900 (4,800)	7,100 (6,900)	3,550 (3,450)	7,100 (6,900)	3,550 (3,450)	4,900 (4,800)	0	3,550 (3,450)	0	3,550 (3,450)	0	
C3	24,300 円以上 48,600 円未満		11,100 (10,900)	5,550 (5,450)	8,500 (8,300)	4,250 (4,150)	8,500 (8,300)	4,250 (4,150)	5,550 (5,450)	0	4,250 (4,150)	0	4,250 (4,150)	0	
C4	48,600 円以上 60,000 円未満		12,000 (11,700)	6,000 (5,850)	9,700 (9,500)	4,850 (4,750)	9,700 (9,500)	4,850 (4,750)	6,000 (5,850)	0	4,850 (4,750)	0	4,850 (4,750)	0	
C5	60,000 円以上 70,000 円未満		14,400 (14,100)	7,200 (7,050)	11,700 (11,500)	5,850 (5,750)	11,700 (11,500)	5,850 (5,750)	7,200 (7,050)	0	5,850 (5,750)	0	5,850 (5,750)	0	
C6	70,000 円以上 77,101 円未満		16,900 (16,600)	8,450 (8,300)	14,800 (14,500)	6,000 (5,880)	14,800 (14,500)	6,000 (5,880)	8,450 (8,300)	0	7,400 (7,250)	0	7,400 (7,250)	0	
	77,101 円以上 80,000 円未満		16,900 (16,600)	16,900 (16,600)	14,800 (14,500)	14,800 (14,500)	14,800 (14,500)	14,800 (14,500)	8,450 (8,300)	8,450 (8,300)	7,400 (7,250)	7,400 (7,250)	7,400 (7,250)	7,400 (7,250)	
C7	80,000 円以上 90,000 円未満		22,900 (22,500)		20,800 (20,400)		20,800 (20,400)		11,450 (11,250)		10,400 (10,200)		10,400 (10,200)		
C8	90,000 円以上 97,000 円未満		30,000 (29,400)		26,500 (26,000)		22,100 (21,700)		15,000 (14,700)		13,250 (13,000)		11,050 (10,850)		
C9	97,000 円以上 130,000 円未満		37,800 (37,100)		27,000 (26,500)		22,400 (22,000)		18,900 (18,550)		13,500 (13,250)		11,200 (11,000)		
C10	130,000 円以上 150,000 円未満		41,100 (40,400)		27,100 (26,600)		22,500 (22,100)		20,550 (20,200)		13,550 (13,300)		11,250 (11,050)		
C11	150,000 円以上 169,000 円未満		44,500 (43,700)		27,200 (26,700)		22,600 (22,200)		22,250 (21,850)		13,600 (13,350)		11,300 (11,100)		
C12	169,000 円以上 200,000 円未満		50,000 (49,100)		27,300 (26,800)		22,700 (22,300)		25,000 (24,550)		13,650 (13,400)		11,350 (11,150)		
C13	200,000 円以上 240,000 円未満		55,400 (54,400)		27,400 (26,900)		22,800 (22,400)		27,700 (27,200)		13,700 (13,450)		11,400 (11,200)		
C14	240,000 円以上 270,000 円未満		56,600 (55,600)		27,500 (27,000)		22,900 (22,500)		28,300 (27,800)		13,750 (13,500)		11,450 (11,250)		
C15	270,000 円以上 301,000 円未満		58,900 (57,800)		28,200 (27,700)		23,200 (22,800)		29,450 (28,900)		14,100 (13,850)		11,600 (11,400)		
C16	301,000 円以上 397,000 円未満		61,400 (60,300)		28,400 (27,900)		23,400 (23,000)		30,700 (30,150)		14,200 (13,950)		11,700 (11,500)		
C17	397,000 円以上 550,000 円未満		62,800 (61,700)		28,500 (28,000)		23,500 (23,100)		31,400 (30,850)		14,250 (14,000)		11,750 (11,550)		
C18	550,000 円以上		65,400 (64,200)		29,100 (28,600)		23,900 (23,400)		32,700 (32,100)		14,550 (14,300)		11,950 (11,700)		

**無料**

- ※1 この表における児童の年齢は当該年度の4月1日の満年齢となります。
- ※2 保育料は税額控除前所得割額(調整控除を除く)を基に算定します。  
 父母が非課税で、同居している直系尊属(祖父母等)がいる場合には、その方が算定上の扶養義務者となることがあります。しかし、父母の該当年度または今年度分の収入が103万円をこえている、またはこえる見込みがある場合は父母のみで保育料を算定します。
- ※3 同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育園等または幼稚園を利用する場合には、第2子は半額、第3子以降は無料になります。  
 また、要保護世帯等のうち市民税所得割額が77,101円未満、要保護世帯等に該当しない世帯のうち市民税所得割額が57,700円未満の世帯については、児童の年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順にカウントします。
- ※4 要保護世帯等とは、ひとり親世帯、または同一世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、障害基礎年金の交付を受けている者がいる世帯のことをいいます。